

財務省告示第四百六十五号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第五項に規定す
 る中途換金に係る個人向け国債を买入消却したの
 で、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年十月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
	個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第二回	千九 十五 億九 千九 百九 十 万 円	四九 十 五 億 九 千 九 百 九 十 万 円
	〃	第四回	千四 億二 千四 百六 十 万 円	四八 億三 千四 百三 十 万 円
			千三 億三 千六 十 万 円	九四 億九 千九 百九 十 万 円